

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 運営委員会運営規則

第1条 この規則は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、運営委員会に関する規約に定めのない事項について規定し、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 運営委員会は、対面又はWEB会議システムを用いて開催することができる。

第3条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、教育関係委員である副座長、権利者委員である副座長の順でその任に当たる。

第4条 運営委員会は座長が招集する。あらかじめ開催日を定めているとき又は運営委員の同意があるときを除き、招集の際は、開催の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した通知（電子メールによる。）を、運営委員会の開催日の5日前までに、各運営委員に発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

第5条 運営委員及び監事は、運営委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6条 運営委員会は、必要に応じ、運営委員及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

第7条 運営委員会は、必要に応じ、運営委員及び監事以外の者の陪席を求めることができる。

第8条 運営委員会は、設置の要綱を定めてワーキング・グループを設置し、特定の課題について調査又は検討を行わせることができる。

- 2 座長は、運営委員会の意見を聞いて、ワーキング・グループの委員を委嘱する。
- 3 座長は、運営委員会の意見を聞いて、前項の委員の中から、ワーキング・グループごとに主査1名と幹事2名を指名する。

- 4 ワーキング・グループの主査は、当該ワーキング・グループの運営を掌理し、幹事は主査を補佐する。
- 5 ワーキング・グループの主査は、当該ワーキング・グループにおける議事の概要を作成し、座長の求めに応じて、調査又は検討の結果を運営委員会に報告する。
- 6 ワーキング・グループでは、座長の許可を得て、ワーキング・グループの委員以外の者から意見を聴取することができる。

第9条 議案について特別の利害関係を有する運営委員は、当該議案に関する審議及び採決の間、退席しなければならない。ただし、運営委員会が、当該運営委員に対し、運営委員会に出席して意見を述べるよう求めたときは、この限りでない。

第10条 前条の議案の決議について特別の利害関係を有する運営委員は、議決に加わることができない。

第11条 運営委員が、運営委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる運営委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営委員会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

第12条 運営委員又は監事が運営委員及び監事の全員に対して運営委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を運営委員会へ報告することを要しない。

第13条 運営委員会は、議事の経過の要領及びその結果について議事の概要を作成し、総会に報告する。

附則

(施行期日)

この規則は、運営委員会において制定の決議をした日(2024年9月25日)から施行する。